

あさひのこどもを守る会（高知県）

団体概要と活動地域

皆さん、こんにちは。高知市からまいりました、あさひのこどもを守る会の会長の長尾です。パワーポイントを操作します、事務局長の諏訪です。私たちの会は、発足当時、非常に小さい団体でした。しかし、平成 19 年9月に、高知県警察本部から「タウンポリス」に認定をされて、それ以後、非常に活動が活発になりました。現在、町内会や自治会、警察関係、行政、教育関係、地域の企業等、非常に多くの団体がこの組織に加入し、現在は 53 団体、約 3,000 人で組織されている会です。行政の OB、警察関係者、教育関係者等が非常に多く参加している団体で、組織力が強いことが特長です。



まず、活動地域の高知市ですが、北は四国山脈、南は太平洋、自然に囲まれた高知県の県都です。世帯数は 16 万強、人口は 40 万人で、県人口の 44%、5 割に近い人口が高知市内に集中する一極集中型の傾向にあります。幕末の偉人、坂本龍馬の出身地でもあります。我々の活動している地域は、高知市の中心部から北西に位置するところで、昭和 30 年代後半に急速な宅地開発がされた住宅を中心にした町です。宅地開発は平成になっても継続されているような地域で、そんな地域のうち、県道

に面したところに高等学校があり、交通量も比較的多い幹線道路であるにもかかわらず、平成 17 年6月のある夕刻、誘拐未遂事件が発生しました。その周辺では、高校生に対する声かけ事案等はあったのですが、誘拐未遂事件という大事件は、地区の長老の方も「明治時代から、初めての出来事だ」というくらい非常に大きな事件でした。当時、この地域では、少年補導、交通安全、街頭指導等をそれぞれの団体が独立して活動しておりましたが、重大事件の発生を受けて、相互

に連携し合いながら、安全・安心なまちをつかっていく必要があるということで、あさひのこどもを守る会が発足しました。



活動の充実に向けての歩み

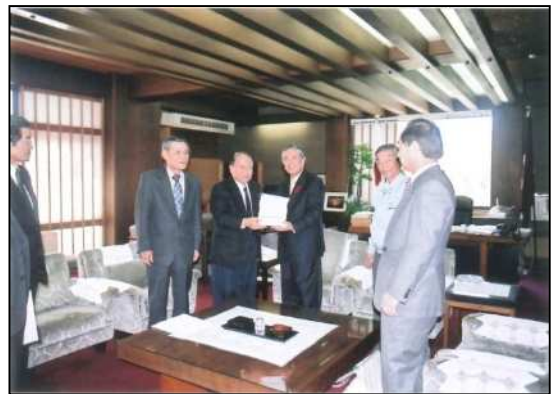
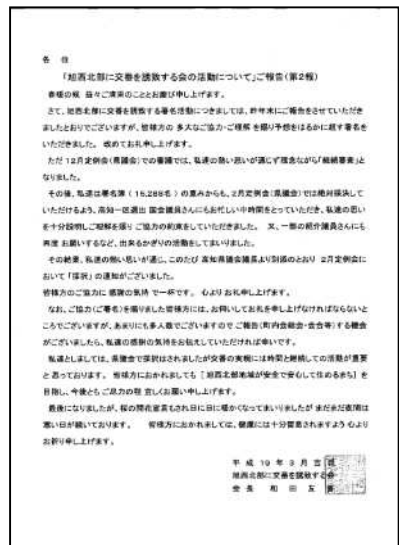
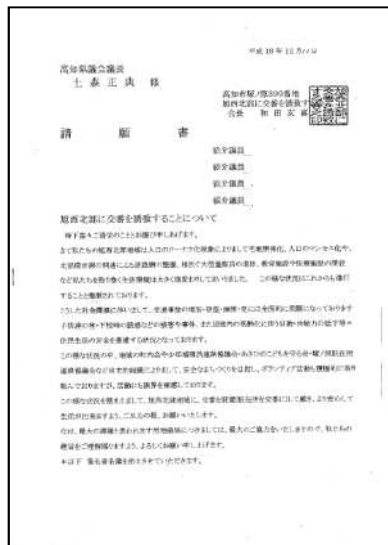
まず、組織としてできることから始めようということで、「不審者見たら 110 番 あさひのこどもを守る会」と記載した看板を地域の町内会の費用で作成し、11 カ所に設置しました。次に、青色防犯パトロールを実施する団体としての活動を開始しました。他にも地元にあるタクシー会社にも協力を呼び掛け、地域の見守り活動を依頼し、また、少年補導に何十年も携わってきた方々による昼夜のパトロールを始めました。発足から約1年、こういう状態を続けました。

我々の組織の活動区域内には、高校1校、中学校1校、小学校2校以外にも幼稚園、保育園がたく



さんあります。児童・生徒が多いにも関わらず、警察機関は1人体制の駐在所のみでした。駐在所の警察官も発足当時から当会会員でした。警察官が1人ということで業務量も多かったと想像され、地域住民としては警察機関の充実を望む声が日に日に高くなり、平成18年秋頃、当会の組織力を最大限に発揮し、署名運動を行いました。そして、12月議会に集めた署名を提出しようということ、周辺の町内会にも声をかけ、当初1万人分の署名を提出する予定でしたが、最終的には1万5,000人を超える署名をいただきました。この署名運動の後、県議会と警察に対して請願書を提出するとともに、2

月定例会において全会一致で我々の趣旨を再確認していただきました。そのときお世話になった町内会の方々には、お礼の文書を書かせていただきました。写真は県議会等に対して請願書を提出している状況です。一団体が単独で請願書を提出する等という行動は、難しいと思いますが、我々は多人数が参加している団体であるという点を最大限有効に活用して、やはり組織としてお願いしたところ、請願が採択され、駐在所の体制が1名から2名体制になりました。この署名運動を通じて、我々の組織とその活動が非常に充実してまいりました。そこで、平成19年頃から、「我々の活動をもう少し充実していこう。広く地域の方々を知っていただく。また行政に知っていただく。」という機運が、会員の中で盛り上がりました。そこで、2カ月に1回の定例会、年1回の総会を経て、総会では会則を全面改正しました。これは団体の構成員が非常に増加したということで、会の運用にあたり、それまでの副会長2名だけではなかなか対処できないような状況になりました。非常に多くの組織に加入していただいたということで、学校関係なら学校関係、町内会なら町内会の組織



の充実を望む声が日に日に高くなり、平成18年秋頃、当会の組織力を最大限に発揮し、署名運動を行いました。そして、12月議会に集めた署名を提出しようということ、周辺の町内会にも声をかけ、当初1万人分の署名を提出する予定でしたが、最終的には1万5,000人を超える署名をいただきました。この署名運動の後、県議会と警察に対して請願書を提出するとともに、2月定例会において全会一致で我々の趣旨を再確認していただきました。そのときお世話になった町内会の方々には、お礼の文書を書かせていただきました。写真は県議会等に対して請願書を提出している状況です。一団体が単独で請願書を提出する等という行動は、難しいと思いますが、我々は多人数が参加している団体であるという点を最大限有効に活用して、やはり組織としてお願いしたところ、請願が採択され、駐在所の体制が1名から2名体制になりました。この署名運動を通じて、我々の組織とその活動が非常に充実してまいりました。そこで、平成19年頃から、「我々の活動をもう少し充実していこう。広く地域の方々を知っていただく。また行政に知っていただく。」という機運が、会員の中で盛り上がりました。そこで、2カ月に1回の定例会、年1回の総会を経て、総会では会則を全面改正しました。これは団体の構成員が非常に増加したということで、会の運用にあたり、それまでの副会長2名だけではなかなか対処できないような状況になりました。非常に多くの組織に加入していただいたということで、学校関係なら学校関係、町内会なら町内会の組織

の代表、また企業の代表の方々を役職に、副会長を2名から10名以内ということで充実させました。また、多人数であることから資金面の運営が非常に大変です。年々充実してくる活動の中で「歳末の助け合い運動」等や上部団体にお願ひし、現在はそういうところから助成金をいただいて、活動に必要な帽子やジャケットを購入しています。

現在の組織ですが、学校、PTA 関係、校長、いろいろな企業、団体、町内会が組織の会員になっております。非常に多くの組織、町内会等が参加して活動しているので、例えば、交差点で指導するときに、組織内の別団体が重複して活動するようなことが多々ありました。そこで、各組織が重複した活動をしないようにいうことで計画を策定して調整しています。もちろん、参加の町内会が単独して実施しているような場合、町内だけの活動をしている場合というのはあります。

我々の会では活動を広く知っていただくということで、会報を出しております。それがこのスライドです。この会報に掲載されているパレードは毎年実施しております。今年実施した分で5回目になります。1回目は県警の音楽隊をお願いしました。1回目のパレードは旧県道ですが、警察のご協力によって通行止めをしてパレードをしました。

この会報には、これまでいろいろな組織が活動をしているということを周知するため、女性の民生委員を載せたり、活動区域内にある小学校の音楽部を先頭にパレードをしたことを掲載したりしております。

また、我々は組織内で小さな部会が非常に多く、いろいろな組織の会合がございますが、組織内の地域ごとの総会等にも互いの地域の役員等が積極的に参加して、そうした定例会の中で情報を共有するように努めています。また、防犯情報も駐在所から報告を受けてパトロール活動に活用しています。他にも別の組織に我々の団体の活動を紹介したりもしています。

「あさひの子どもを守る会」会報

【名称】 本会は「あさひの子どもを守る会」とする。

【目的】 第1条 本会は、地域に於ける子どもの安全を確保することを目的とする。

【委員】 第2条 本会は、原則として居住地の住民、企業、団体の代表者で本会の目的に賛同する者。

【役員】 第3条 本会は、次の役員を置く。
1 会長 1名
2 副会長 1名
3 理事 1名
4 幹事 1名
5 会計 1名
6 監事 1名

【役員の変更】 第4条 役員は任期として選任する。但し、事務局長は事務局長が必要に応じて選任できる。

【役員職務】 第5条 1 会長は会を代表し、業務を総括する。
2 副会長は、会長を輔佐し、会長が不在及び無任時等は、その職務を代行する。
3 理事は、会長に對し、業務の支援、促進の責任、事業計画等の重要事項を審議する。
4 幹事は、会務の進行を司る。
5 会計は、会の会計を管理し、報告に報告する。
6 監事は、会の会計を監査し、報告に報告する。

【活動方針】 第6条 本会は、以下の方針を定め、その達成に努める。
1 子どもの安全確保を最優先とし、被害の発生を未然に防止する。
2 地域住民、企業、団体の協力を得て、子どもの安全を確保する。
3 地域住民、企業、団体の協力を得て、子どもの安全を確保する。

【活動内容】 第7条 本会は、以下の活動を実施する。
1 子どもの安全確保に関する啓発活動。
2 子どもの安全確保に関する調査・研究。
3 子どもの安全確保に関する情報収集・共有。
4 子どもの安全確保に関する相談・支援。

【その他】 第8条 本会は、必要に応じて、他の団体と連携して活動する。

【附則】 第9条 この会報は、平成19年6月20日より施行する。

あさひの子どもを守る会

日	時	場所	内容												
10月1日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月2日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月3日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月4日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月5日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月6日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月7日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月8日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月9日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月10日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月11日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月12日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月13日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月14日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月15日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月16日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月17日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月18日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月19日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月20日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月21日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月22日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月23日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月24日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月25日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月26日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月27日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月28日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月29日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月30日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
10月31日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00



活動状況

5 活動(事業)内容(10)



アンパンマンラリー

5 活動(事業)内容(12)



が私たちの活動を視察に来たこともありました。

5 活動(事業)内容(14)



6 活動(事業)内容(6)



次に、各地域の方々の活動状況についての報告です。

今までは70歳以上の方々に自分の健康のために歩いていた方が、子どもと一緒に同伴で登下校するような活動をするようになって、健康プラス安全・安心ということを考えてもらえる状況を整えることができました。

また、我々の活動に地元のタクシー会社が協力をしてくれています。塾帰りの子どもを犯罪から守るため、危険箇所にはわざわざ駐車してもらっています。児童が通る道路だけれども、夜間は街路灯などがなく、危険と感ずる場所に駐車していただいています。

この写真は、子どもが下校時に何かあったときに駆け込んでもらう安全シェルターの場所を確認する活動をしています。その活動を子どもと一緒に実施し、子どもたちに覚えてもらうために「アンパンマンのスタンプラリー」という活動として実施しています。

その他にも、子どもの目線で通学路の危険箇所を確認する活動を行っています。

また、平成21年10月16日、インドネシアの国家警察

がこの写真は、我々が最近活動した中で最大のイベントでパレードを実施しました。このときは中学校のプラスバンド部を先頭に、地域の方々に我々の行動を知らせるためのパレードを実施しています。このパレードをすることによって、また会員数が増えました。

我々の団体は、数多くの団体が参加しておりますので、いろいろな事業をしています。参考に事例を紹介しますが、我々の町のシンボルに高ノ森というところがございますが、そこで子どもたちといっしょに自然体験として、桜の苗木を植える活動をしています。ただし活動の主体はあくまで子どもで、我々はお手伝いです。また、植えるだけではいけませんので、子どもたちと我々が手入れをしています。このほかにも、子ども主体の行事として、これまでに30回実施している活動の納涼祭、ベリーダンス等の催しがあります。また、子どもがほとんど知らない年末のしめ縄作りの活動や餅つき大会も行っています。

この写真は、防災訓練を行ったときのものです。小学校

が夏休み中の8月28日に実施しました。この日を登校日にするとともに、日赤に協力いただいて、三角巾を使用した応急措置要領等について、子ども同伴で訓練して、今後の南海地震にどう備えるかという訓練をしました。このとき、昔のすいとんを作って非常に好評でした。

この写真は、小学校の1年生を対象として、「昔遊び」という内容でコマとかいろいろやっています。そのあと、我々も子どもと一緒に給食を食べて、小学生のうちから、安全・安心に関する講話をさせていただきました。

この写真は、我々の活動に対して、学校の生徒が「いつもありがとう」ということで、ありがとう集会というものを開催してくれておりますが、その模様です。この集会では生徒から我々に対して感謝状がいただけます。私も毎年いただいているのですが、今年は5年生にいただきました。この作文をいただくことによって、「また頑張ろう」という気持ちで、現在も活動しています。最後にその中の一人の感謝状を読ませていただいて、終わりたいと思います。

「長尾達雄さんへ。いつも朝早くからパトロールしてくださってありがとうございます。いつも楽しく登下校できるのは長尾さんのおかげです。私は学校で勉強を頑張ります。だから長尾さんもお体に気をつけてまたパトロールしてください。お願いします。私も安全に登下校するように気をつけます。これからも私たちを守ってください。横内小学校5年、伊野陽子」。ありがとうございました。(拍手)



質疑応答

質問 数多くの団体の方々が参加しておられる。民生委員の方々、敬老会の方々、先ほど活動が重複することがないように気を配っているということでしたが、どのようなことを心遣いなさっていますか。

回答 2カ月に1回の定例会で2カ月分、定例会でスケジュール表をお示ししています。また変更があるか、または記入されていない団体がありますので、そこで調整しています。そういうことで重複しないようにしております。また、単体でやっている敬老会や町内会が自分の町内を回っているところについてはお任せして、非常に大きき幹線道路の交差点とか、同じルートとか、その会の中で調整し、現在は重複しないようになっております。